

洋上風力発電の導入に向けた今後の進め方

1 今年度の成果

- 部会における議論、事業者プレゼンテーション、各種調査等を通した委員の理解の深化
- 先進地視察や漁業協調策等に関する研究を通した漁業者（特に酒田の漁業者）の理解促進
- 遊佐町内地区別説明会による遊佐町民への周知

2 今後の進め方（予定）

- 研究・検討会議における了承のもと
　　今年度中に法定協議会の設置を国に要請

(来年度)

県からの要請に基づき法定協議会が設置された場合、以下の取組みを実施

(1) 法定協議会の設置（3回程度開催）	(2) 研究・検討会議（遊佐部会）の継続
<ul style="list-style-type: none"> ○ 促進区域の指定に向けた、漁業者、地域関係者等の議論・調整 ○ 事業者の公募要件の策定に向けた地元意見の申し入れ ➡ 関係者間の合意形成 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 法定協議会の開催状況等について情報提供・意見交換 ○ 地元意見をくみ上げ、法定協議会の議論等に反映
	<ul style="list-style-type: none"> ○ セミナーや説明会を開催し、漁業者・地域関係者の一層の理解浸透

 **国（経産・国交省）による促進区域の指定へ**

参考 再エネ海域利用法における協議会の役割（法第9条）

○目的

海洋再生可能エネルギーに係る促進区域の指定及び促進区域における発電事業の実施に必要な協議を行うもの

○協議会の構成

- ① 経済産業大臣、国土交通大臣、関係都道府県知事 【設置者】
- ② 農林水産大臣、関係市町村長
- ③ 漁業者の組織する団体その他の利害関係者、学識経験者 等

○設置要請及び応諾義務

関係都道府県知事は、経産大臣及び国交大臣に協議会の設置を要請することができ、要請を受けた両大臣はその要請に応じなければならない。

○協議内容の尊重

協議会において協議が整った事項について、協議会の構成員はその結果を尊重しなければならない。

洋上風力発電導入までの進め方(イメージ)

期間の
目安

1
～
2
年

研究・検討会議

県の取組

- 遊佐部会での議論
- ・課題の整理
- ・関係者の理解促進

- <現時点> -

(来年度)

2
年
程
度

現在の議論を法定の
取組みにつなげる

法定の取組

法定協議会

- ・国、県、市町村
- ・漁協その他利害関係者
- ・学識経験者

※ 協議会において関係者の合意が得られない場合は、検討はストップします

協議会の議論を反映

地域の意見を踏まえ

←県・市町村が
地域の意見を
集約

促進区域の指定

(国が指定)

事業者公募の基準作成

(国が作成)

←知事意見

事業者の公募・決定

(国が公募)

2
～
3
年

環境アセスメント の実施

※ 大半のケースで事業者自らの判断
で促進区域の指定前に着手

事業計画の 詳細検討

事業者の取組

↔地元との調整
住民意見
知事意見

4
～
5
年

工事に向けた詳細設計(実施設計)

事業者の取組

↔ 繼続的な
地元との
調整

建設工事

概ね
10年後

運転開始